

京情個審答申第 22 号
令和 5 年 12 月 18 日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会
会 長 山 本 克 己

公文書部分公開決定に係る審査請求に対する
裁決について（答申）

令和 4 年 7 月 14 日付け 4 循第 218 号で諮問のあった事案について、次の
とおり答申します。

第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が行った部分公開決定において非公開とした別紙「公開しない部分の概要」欄で示す部分のうち、別表に記載の各公文書について「公開とすることが妥当である部分」欄に掲げる部分は公開すべきである。

その余の判断は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和3年8月11日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年京都府条例第33号）第1条の規定による改正前の京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、審査請求人から処分庁である京都府知事（この答申において「処分庁」という。）に対し、「〇町〇番、〇番にある事業所に対して出されている産廃許可に関する公文書 これまでに指導等があればそれが分かる公文書 〇保健所内での報告文書」を内容とする公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）が行われた。
- 2 処分庁は、本件公開請求に対応する公文書を、別紙の「公文書の件名」欄に掲げる文書（以下「対象公文書」という。）と特定し、令和3年8月24日、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期限を令和3年10月11日まで延長した。また、対象公文書に第三者に関する情報が記録されていることから、令和3年9月3日、条例第14条第1項の規定により対象公文書のうち、本件公開請求に係る事業所の事業者である第三者（以下「本件事業者」という。）の作成に係る別紙の文書2について、本件事業者に対し、意見提出の機会を付与したが、本件事業者から意見の提出はなかった。
- 3 令和3年10月11日、処分庁は、審査の結果、対象公文書について、同日付け3〇第〇号別紙「公文書を公開しない部分の概要」欄で示す部分を除いて公開する部分公開決定処分を行い、同日、審査請求人に通知した。
- 4 令和3年10月15日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として諮問庁である京都府知事（この答申において「諮問庁」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 5 令和3年12月24日、処分庁は、令和3年10月11日付け3〇第〇号による公文書部分公開決定の一部を変更し、別紙「公開しない部分の概要」欄で示す部分を除いて公開することとする処分を行い、同日、審査請求人に通知した。
- 6 令和4年7月14日、諮問庁は条例第19条の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分（第2の5に掲げる処分による変更後の第2の3に掲げる処分をいう。以下同じ。）の取り消しを求めるというものである。

第4 審査請求人の主張の趣旨

審査請求人が、審査請求書、反論書、再反論書、再々反論書及び当審議会における口頭意見陳述において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件事業者は、京都府からアスベスト（石綿）含有物の取扱を認められている。そして、違法な事業活動（不法投棄）を行っていた疑いがある。具体的には、資材置き場として山林開発され、産廃業の運搬の許可しかないにもかかわらず、産業廃棄物の積み替え、保管等を行っている疑いがある。このような場合には例外的に全部公開が認められているはずである。
- 2 したがって、本件の意見照会は条例第 14 条第 2 項によってなされるべきものである。
- 3 本件の意見照会が仮に条例第 14 条第 1 項によるものとして、公開について本件事業者の同意を得る機会を設けるものであり、本件事業者の反対がないにもかかわらず公開しないことは知る権利の妨害以外の何ものでもない。
- 4 また、条例第 6 条の規定の徹底だけを目的とする第三者意見照会は、公開決定等の処分の期限をいたずらに延長するものであり、スピードの面でも知る権利を妨害している。
- 5 条例第 6 条各号の規定を適用して非公開としたのは、京都府の意見である。本件事業者の反対意見の提出がないのに、京都府が率先して条例第 6 条各号の非公開規定を適用するのは、請求者の知る権利を侵害するものであり、違法である。
- 6 財務記録、定款については、公開するべきである。
- 7 更に、○管内の産廃業に関する指導等の記録の開示を求めていたが、本件公開請求に係る事業者に関するものではないことを理由に対象外とされた。また、本件事業者に係る令和 2 年の指導等の記録が何ら公開されていない。

第5 諮問庁の説明の要旨

諮問庁が弁明書、再弁明書、再々弁明書及び諮問庁の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条の規定により産業廃棄物収集運搬業において石綿含有産業廃棄物の収集運搬許可を有しているに過ぎない。また、処分庁は、同法の規定を遵守した保管を指導しているが、その範囲は同社の占有する敷地内に限られており、条例第 6 条第 3 号ア及びイのいずれにも該当しない。
さらに、対象公文書中に条例第 8 条に規定する公益上特に公開する必要がある情報と認められるものはない。
- 2 これらのことから、条例第 14 条第 2 項の規定に定める場合には該当せず、同条第 1 項に基づいて本件事業者に対する意見照会を実施したものであるが、当該意見照会の

趣旨は、条例第6条第3号に該当する情報の有無を把握し、よりの確に公開又は非公開の判断をするためであり、本件事業者に対して公開の可否を照会したものではない。
なお、本件事業者から反対意見書の提出はなかった。

- 3 その上で、本件処分においては、別紙「公開しない部分の概要」欄に示す部分について、条例第6条第1号、第3号又は第6号に該当することを理由に非公開としたものである。

なお、確定申告書類等の財務記録に記載されている各金額や定款に記載されている資本金の内訳が分かる情報、定款作成代理人の職、氏名等、個人情報及び法人情報となるものは、公表されておらず、条例第6条第1号又は同条第3号に該当するものとして非公開としている。

- 4 本件事業者に対する令和2年の指導等が分かる公文書は「令和2年3月25日付け連絡事項処理用紙」を除き存在しない。

- 5 また、本件公開請求は、○町○番及び○番にある事業所に関するものであり、これと無関係の事業者に係る文書は対象外としたものである。

なお、対象公文書の特定に当たっては、本件事業者に対する指導等に係る公文書が、○保健所以外の機関にも存在する可能性が考えられたことから、請求者に具体的な請求公文書の範囲を確認したところ、「○保健所が保有する公文書の公開を求める」との言及があったため、同請求書に「○保健所内での公文書」と補足追記して受け付けた経緯がある。

- 6 なお、審査請求人は令和4年5月16日に、別途、本件事業者以外の者に対する指導等に係る公文書公開請求を行ったことから、処分庁は同年7月14日に部分公開決定をし、同年7月26日に閲覧させている。

第6 審議会の判断理由

- 1 (1) 審査請求人は、本件公開請求に係る情報が条例第6条第3号ア若しくはイ又は第8条に該当し、処分庁が行った第三者意見照会は条例第14条第2項によるものであるから、対象公文書を全て公開すべきである旨を主張していることから、まず、この点について検討し、判断することとする。

(2) 条例第14条第2項は、第三者に対する必要的意見聴取について定めたもので、公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、条例第6条第3号ただし書により義務的に公開しようとするとき又は条例第8条の規定により裁量的に公開しようとするときに、デュープロセスの観点から第三者に対して意見書提出の機会を付与することを実施機関に義務付けたものである。

(3) 条例第6条第3号アに規定する情報とは、人の生命、身体又は健康に危害を現に及ぼし、又は及ぼすおそれのある事業活動に関する情報のことであり、これが記録されている公文書は、その事業活動が違法又は著しく不当であるか否かを問わず、公にすることとなる。

また、同号イに規定する情報とは、人の生活又は財産に対して重大な影響を現に及ぼし、又は及ぼすおそれのある事業活動に関する情報のことであり、これが記録されている公文書は、その事業活動が法令等の規定に違反するか、又は法令

等に違反しないが社会通念に照らして著しく妥当性を欠く場合においては、公にすることとなる。

さらに、条例第8条に規定する「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第6条各号（同条第2号に規定する情報を除く。）に規定する非公開情報に該当する場合であっても、実施機関の高度の行政的な判断により、なお公にすることに公益上の必要性があると認められるときのことであり、この場合においては、当該情報を公にすることができるものである。

- (4) 本件事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の規定により産業廃棄物収集運搬業において石綿含有産業廃棄物の収集運搬許可を有するものであること、本件事業者に対して行っている保管に係る同法の規定の遵守の指導は、その対象となる事実が存する範囲が同社の占有する敷地内に限られていることについて、諮問庁の職員により当審議会に対し申述があった。
- (5) これを踏まえると、対象公文書に記録された本件事業者に関する情報は、条例第6条第3号ア若しくはイ又は条例第8条に規定する情報のいずれにも該当しない。
- (6) よって、第三者意見照会について、条例第14条第2項によるものではなく、同条第1項により実施するとした処分庁の措置は妥当である。

2 以上のことを踏まえて、処分庁が行った本件処分について検討し、判断する。

(1) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号は、個人のプライバシーが、個人の尊厳にかかわる権利であること、一旦侵害されると当該個人に回復困難な損害を及ぼすことになること等から、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するため、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものが記録された公文書を非公開とすることを定めたものである。

イ 対象公文書のうち、別紙の文書2の定款中に記録されている「定款作成代理人の職」については、通常、定款の作成は司法書士が行うことが想定されることから、「司法書士」の表記は公開することが妥当である。

また、同文書の様式第2号中に記録されている「氏名」及び「保有する株式の数又は出資の金額、割合」については同文書の定款中の現物出資の情報から、同様式第2号中に記録されている「住所」については同文書の様式第1号から、それぞれ明らかであることから、非公開とする理由がなく公開することが妥当である。

ウ 対象公文書のうち、別紙の文書17の表紙中に記録されている従業員の属性については、処分庁においては条例第6条第3号に該当するものとして非公開としている。しかしながら、その内容は個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものであるため、条例第6条第1号に該当するものとして非公開とすべきものである。

エ 条例第6条第1号に該当するとしたその余の非公開部分については、個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたいと

いと望むことが正当であると認められるものであり、処分庁の判断は妥当である。

(2) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号は、法人その他の団体又は事業を営む個人（以下「法人等」という。）には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められており、その事業活動上の利益も十分尊重され、保護されなければならないことから、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書を非公開と定めたものである。

イ 対象公文書のうち、別紙の文書1の審査書中に記録されている経理的基礎欄の「当期損益及び累積損益並びに申立書の要否」について、別紙の文書2の貸借対照表で「繰越利益剰余金（うち当期純損失金額）」が公開されており、「繰越損失」及び「当期純損失」が存在することは明らかである。そして、直近決算で「繰越損失金」及び「当期純損失」を計上する場合は申立書の提出を要することとされ、この旨は府ホームページでも公にされているところであることから、「当期損益及び累積損益並びに申立書の要否」は、非公開とする理由がなく公開することが妥当である。

同様に、同文書の確定申告書中に記録されている「当期利益又は当期欠損の額」は、同文書の株主資本等変動計算書で公開されている「当期純利益金額」から明らかであり、非公開とする理由がなく公開することが妥当である。

ウ 対象公文書のうち、別紙の文書2の確定申告書中に記録されている「税理士」及び「税理士事務所」の表記については、税理士署名押印欄の記載内容であり、税理士による署名押印があることは明らかであることから、非公開とする理由がなく公開することが妥当である。

エ 対象公文書のうち、別紙の文書2の個別注記表中に記録されている「有形固定資産の減価償却累計額」及び「代表者に対する貸付金額」、同文書の定款中に記録されている「割当てを受ける株式の種類及び数」、「払い込む金銭の額」、「現物出資の財産及びその価額（請負代金債務者名を除く）」及び「現物出資者に対して割当てする設立時発行株式の数」、同文書の委任状中に記録されている代理人氏名欄の「行政書士事務所」の表記、同文書の様式第2号中に記録されている「氏名」、同文書の自動車検査証中に記録されている「所有者の氏名又は名称、所有者の住所」、同文書の確定申告書中に記録されている「同非区分」、同文書の納税証明書中に記録されている「納付すべき税額、納付済額」、同文書の経理的基礎に関する申立書中に記録されている「標題」他別表で示す部分、並びに別紙の文書17の表紙中に記録されている「事業者の休暇期間」について、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまではいえないことから条例第6条第3号には該当しないので公開することが妥当である。

オ 条例第6条第3号に該当するとしたその余の非公開部分については、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されていると認められるものであるため、処分庁の判断は妥当である。

(3) 条例第6条第6号該当性について

ア 条例第6条第6号は、公にすることにより個人の生命、身体、財産等への不法

な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報が記録されている公文書を非公開と定めたものである。

イ 対象公文書のうち、別紙の文書2の申請書及び文書3の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号に規定する欠格事項について（回答）」中に記録されている個人印の印影については、複写されることにより個人の財産等への不法な侵害のおそれがあると認められるものであるため、条例第6条第6号に該当するとして非公開とした処分庁の判断は妥当である。

(4) 対象公文書の特定について

ア 審査請求人は、本件公開請求を受け付けた際の処分庁による対象公文書の特定について、十分に審査請求人の意図を汲んだものとなっていない旨、主張している。

これに対しては、審査請求人の意向が「○町○番、○番にある事業所」に係る公文書を対象とするものと確認できたので、「追記については、請求者様に確認済」との記載とともに「○保健所内での報告文書」と公文書公開請求書に補足追記した旨、諮問庁の職員により当審議会に対して申述があった。

イ また、令和2年における本件事業者に対する指導等が分かる公文書が「令和2年3月25日付け連絡事項処理用紙」のみであることについて、令和2年に本件事業者に対して実施した「指導等」は1回であり、これを記録した唯一の公文書である「令和2年3月25日付け連絡事項処理用紙」を対象公文書とした旨、諮問庁の職員により当審議会に対して申述があった。さらに、この文書特定に当たっては、「指導」のみに限定することなく、「立入検査」も含めて「指導等」としたことについても申述があった。

ウ これらの諮問庁の説明に不合理な点は認められない。

エ そして、審査請求人が主張する本件事業者以外の者に対する○保健所管内における産業廃棄物処理に係る指導等が記録された公文書を対象とする公開請求については、本件公開請求とは別に、公文書公開請求がなされており、これに対して処分庁は部分公開決定をし、既に審査請求人は当該文書を閲覧している。

したがって、当該文書を対象とする公開請求に係る処分の限りにおいては、審査請求の利益はない。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

4 なお、公文書公開請求書中の「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された表記からは請求者の意図が不分明の場合においては、請求者の意図を正確に把握するとともに、事後の紛争を回避する観点から、請求者本人に公文書公開請求書への追記、補筆等をさせるべきであることを指摘しておく。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 7月14日	諮問書の受理
令和4年10月21日	第1回審議会
令和5年 1月26日	第2回審議会
令和5年 3月 8日	第3回審議会
令和5年 6月30日	第4回審議会
令和5年 7月21日	第5回審議会
令和5年 8月30日	第6回審議会
令和5年 9月28日	第7回審議会
令和5年11月16日	第8回審議会
令和5年12月18日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員（部会長） 山 本 克 己
委員 奥 野 美奈子
委員 原 田 大 樹
委員 宮 本 恵 伸
委員 山 舗 恵 子

別紙

略称	公文書の件名	公開しない部分の概要		非公開理由
文書 1	平成 28 年 8 月 10 日付け 産業廃棄物収集運搬業に係る欠格事項照会について	伺い	・照会対象者の本籍のわかる情報	条例第 6 条第 1 号
		照会文案	・照会対象者の本籍のわかる情報及び生年月日	条例第 6 条第 1 号
		審査書	・申請者（法人）の経理的基礎のうち、当期損益及び累積損益並びに申立書の要否	条例第 6 条第 3 号
文書 2	平成 28 年 8 月 10 日付け 産業廃棄物収集運搬業許可申請書 ※下線部は公開決定一部 <u>変更後</u> のもの	貸借対照表	・各金額（流動資産、固定資産、 <u>繰延資産、開業費</u> 、流動負債、固定負債、 <u>長期借入金、純資産の部</u> 及び各部の合計を除く）	条例第 6 条第 3 号
		損益計算書	・各金額（ <u>当期純損失金額を除く</u> ）	条例第 6 条第 3 号
		個別注記表	・各金額（一株あたりの純資産額及び <u>一株あたり当期純利益金額</u> を除く）	条例第 6 条第 3 号
		定款	・ <u>資本金の内訳のわかる情報</u>	条例第 6 条第 3 号
			・定款作成代理人の職、氏名	条例第 6 条第 1 号
			・現行定款である証明に係る代表取締役役員印の印影	条例第 6 条第 3 号
		申請書	・代表取締役役印の印影	条例第 6 条第 3 号
			・申請代理人（行政書士）の個人印の印影	条例第 6 条第 6 号
		委任状	・代表取締役役印の印影	条例第 6 条第 3 号
			・申請代理人（行政書士）の事務所、住所、氏名、連絡先（電話番号）	条例第 6 条第 3 号
誓約書	・代表取締役役印の印影	条例第 6 条第 3 号		
（様式第 1 号） 申請者又は申請者の役員、政令で定める使用人、法定代理人名簿	・法人役員の生年月日、本籍、住所	条例第 6 条第 1 号		
（様式第 2 号） 100 分の 5 以上の株式を有する株主等の氏	・株式を有する者の氏名	条例第 6 条第 1 号 条例第 6 条第 3 号		

		名、名称、住所及び株式の数等を記載した書類	・株主の生年月日、保有する株式の数または出資の金額、割合、本籍及び住所	条例第6条第1号
		自動車検査証	・所有者の氏名又は名称、所有者の住所	条例第6条第3号
		修了証	・修了者の生年月日	条例第6条第1号
			・理事長印の印影	条例第6条第3号
		理由書	・代表取締役印の印影	条例第6条第3号
		確定申告書	・代表取締役印の印影	条例第6条第3号
			・同族会社、非同族会社の区分	条例第6条第3号
			・各金額	条例第6条第3号
			・取引金融機関の情報	条例第6条第3号
			・担当税理士の情報	条例第6条第3号
			・メール詳細に記載の各金額及び利用者識別番号	条例第6条第3号
		販売費及び一般管理費内訳書	・各金額	条例第6条第3号
		完成工事原価報告書	・各金額	条例第6条第3号
		納税証明書	・納付すべき税額、納付済額	条例第6条第3号
		経理的基礎に関する添付書類	・記載内容	条例第6条第3号
		住民票	・被証明者の性別、生年月日、住民となった日、住所を定めた年月日、届出年月日、届出事由、前住所、本籍、筆頭者	条例第6条第1号
		登記されていないことの証明書	・被証明者の生年月日、本籍、住所	条例第6条第1号
文書 3	平成28年10月3日付け 産業廃棄物収集運搬業に係る許可について	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号に規定する欠格事項について（回答）	・照会対象者の本籍のわかる情報及び生年月日	条例第6条第1号
			・照会先担当者の私印の印影	条例第6条第6号
文書 4	令和元年6月11日付け 連絡事項処理用紙	全部公開		

文書 5	令和元年7月1日 付け 連絡事項処理用紙	表紙	・行為者の電話番号	条例第6条 第1号
			・行為者個人の情報	条例第6条 第1号
文書 6	令和元年10月3日 付け 連絡事項処理用紙	全部公開		
文書 7	令和元年10月4日 付け 廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 第18条第1項の規 定による報告徴収 について	全部公開		
文書 8	令和元年12月27 日付け 監視結果報告書	写真	・車両に記載されている社名	条例第6条 第3号
文書 9	令和2年3月25日 付け 連絡事項処理用紙	報告書	・発注者の名称	条例第6条 第3号
			・請負金額	条例第6条 第3号
文書 10	令和3年4月29日 付け 監視結果報告書	全部公開		
文書 11	令和3年5月6日 付け 連絡事項処理用紙	表紙	・行為者の電話番号	条例第6条 第1号
文書 12	令和3年5月25日 付け 指導文書の発出に ついて	全部公開		
文書 13	令和3年5月25日 付け 廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 第18条第1項の規 定による報告の徴 収について	全部公開		
文書 14	令和3年6月1日 付け (株)〇による産業 廃棄物の不適正堆 積について2	全部公開		

文書 15	令和3年6月15日 付け 連絡事項処理票	表紙	・発注者の名称	条例第6条 第3号
		報告書	・代表取締役印の印影	条例第6条 第3号
			・発注者の名称	条例第6条 第3号
			・請負金額	条例第6条 第3号
文書 16	令和3年7月8日 付け 連絡事項処理票	産業廃棄物管理 票	・担当者の氏名	条例第6条 第1号
文書 17	令和3年7月29日 付け 連絡事項処理票	表紙	・従業員の国籍	条例第6条 第3号
			・事業者の休暇期間	条例第6条 第3号

別表

略称	公文書の件名	公開とすることが妥当である部分	
文書 1	平成 28 年 8 月 10 日付け 産業廃棄物収集運搬業に係 る欠格事項照会について	審査書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当期損益及び累積損益並びに申立書の要否
文書 2	平成 28 年 8 月 10 日付け 産業廃棄物収集運搬業許可 申請書	個別注記表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有形固定資産の減価償却累計額 ・ 代表者に対する貸付金額
		定款	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割当てを受ける株式の種類及び数 ・ 払い込む金銭の額 ・ 現物出資の財産及びその価額（請負代金債務者名を除く） ・ 現物出資者に対して割当てする設立時発行株式の数 ・ 定款作成代理人の職（「司法書士」の表記）
		委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人氏名欄（「行政書士事務所」の表記）
		(様式第 2 号) 100 分の 5 以上 の株式を有する 株主等の氏名、 名称、住所及び 株式の数等を記 載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名又は名称 ・ 保有する株式の数又は出資の金額、割合 ・ 住所
		自動車検査証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者の氏名又は名称、所有者の住所
		確定申告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同非区分 ・ 税理士署名押印欄（「税理士事務所」、「税理士」の表記） ・ 当期利益又は当期欠損の額
		納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納付すべき税額、納付済額
経理的基礎に 関する申立書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標題 ・ 日付 ・ 宛先 ・ 申請者欄 ・ 氏名欄 ・ 項目 ・ 10 行目 1 文字目から 20 文字目 ・ 12 行目 8 文字目から 23 文字目 ・ 13 行目 18 文字目から 22 文字目 ・ 14 行目 6 文字目から 11 文字目 ・ 15 行目 28 文字目から 41 文字目 ・ 17 行目 18 文字目から 29 文字目 ・ 18 行目 15 文字目から 27 文字目 ・ 19 行目 1 文字目から 22 文字目 		

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 25 行目 1 文字目から 10 文字目、同 24 文字目から 46 文字目 ・ 26 行目 12 文字目から 34 文字目、同 39 文字目から 52 文字目 ・ 28 行目 25 文字目から 40 文字目 ・ 29 行目 19 文字目から 23 文字目 ・ 30 行目 6 文字目から 11 文字目 ・ 31 行目 28 文字目から 41 文字目 ・ 34 行目 18 文字目から 29 文字目 ・ 35 行目 15 文字目から 27 文字目 ・ 36 行目 1 文字目から 22 文字目 ・ 42 行目 1 文字目から 36 文字目 ・ 43 行目 12 文字目から 21 文字目、同 24 文字目から 37 文字目 ・ 44 行目 1 文字目から 15 文字目、同 21 文字目から 31 文字目、同 37 文字目から 51 文字目
文書 17	令和 3 年 7 月 29 日付け 連絡事項処理票	表紙	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の休暇期間